

推 薦 上 の 留 意 事 項

1 表彰対象者について

- (1) 次のいずれかに該当するアマチュアスポーツの個人及び団体であって、(公財)日本スポーツ協会スポーツ憲章に抵触しないもの。
- ア 県内在住の者。
 - イ 学生については、県内在住者の子で県内の高校を卒業した者。
 - ウ 国体において、ふるさと選手登録をした者。
- (2) オリンピック、パラリンピックに出場した選手は以下のいずれかを満たす者。
- ア 県内在住の者。
 - イ 本県を出身地として公表している者。
 - ウ 県内小・中・高校のいずれかを卒業した者。
- (3) その他長崎県教育委員会が特に認めたもの。

2 各賞について

(1) 長崎県スポーツ賞

次のいずれかに該当する個人及び団体。

- ア 権威ある国際大会に日本代表として参加した者。
- イ 権威ある全国大会において優勝または準優勝した者。
 - ①全日本総合選手権大会 ②全日本社会人大会、実業団駅伝大会
 - ③国民体育大会 ④全日本学生選手権大会、全日本大学駅伝対校選手権大会
 - ⑤全国高校総体、選手権大会、選抜大会 ⑥全国高校野球選手権大会、選抜大会
 - ⑦全国都道府県対抗大会 ⑧全日本U年齢大会、体重別等選手権大会

※ただし イ の個人については優勝した者を除き前年(回)の受賞時より優れた場合。

(2) 長崎県スポーツ特別賞

次のいずれかに該当する個人及び団体。

- ア オリンピック・パラリンピックに出場した者。
- イ 権威ある国際大会で3位以内に入賞した者。
- ウ 世界記録または日本記録を更新した者。
(マスタース記録などは長崎県スポーツ教育長顕彰で取り扱う。)
- エ 権威ある全国大会において3年以上連続優勝した者。

(3) 長崎県体育功労賞

次のすべてに該当する者。

- ア 過去において、長崎県体育功労賞及び長崎県スポーツ功労顕彰を受けていない者。
- イ 原則として、当該年度より前にスポーツ功労者として長崎県スポーツ協会表彰を受けた者。
- ウ 全県的に15年以上スポーツの普及振興にたずさわる50歳以上の者。
- エ 営利を目的として指導にあたっているものではないこと。道場・クラブ・教室など営業との関連を十分検討して推薦を行うこと。また、本務として(現職の教員など)指導にあたっている者でないこと。

(4) **長崎県社会体育優良団体賞**

次のすべてに該当する団体。

- ア 過去において長崎県社会体育優良団体賞を受けていない団体であること。
- イ 原則として、当該年度より前に生涯スポーツ優良団体として長崎県スポーツ協会表彰を受けた団体であること。
- ウ 設立後5年以上経過し、組織的・継続的にスポーツ活動を行い、その実績が年々向上していること。